

令和 7 年
広島県水道広域連合企業団議会 1 月定例会
会議録

令和 7 年 1 月 29 日開会

令和 7 年 1 月 29 日閉会

広島県水道広域連合企業団議会

会 議 録 目 次

応招した議員	1
1 月 29 日（水曜日）	2
会議順序	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため議場に出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	4
議事日程	5
開会・開議	6
議長あいさつ	6
議員の辞職許可報告	6
会期の決定	6
会議録署名者の決定	7
各案を一括上程議題とする	7
企業長提案理由説明	7
質問	10
質問終結	16
採決（一括）	16
副議長の辞職	17
前副議長あいさつ	17
副議長の選挙	18
新副議長あいさつ	18
議長あいさつ	18
閉会	19
1 月定例会に提出された議案及び議決の結果	20
会議録署名	21

応招した議員（18 名）

安	井	裕	典	君
下	森	宏	昭	君
桑	木	良	典	君
高	重	洋	介	君
岡	本	純	祥	君
加	島	広	宣	君
鈴	木	深	由希	君
堀	井	秀	昭	君
奥	谷		求	君
片	山	貴	志	君
山	口	三	成	君
山	下	竜	太郎	君
南	澤	克	彦	君
長	坂	実	子	君
湊		俊	文	君
信	谷	俊	樹	君
高	橋	公	時	君
寄	定	秀	幸	君

1 月 29 日（水曜日）

会議順序

- 1 開会、開議
 - 2 議長あいさつ
 - 3 議員の辞職許可報告
 - 4 会期の決定
 - 5 会議録署名者の決定
 - 6 各案を一括上程議題とする
 - 7 企業長提案理由説明
 - 8 質問
 - 9 質問終結
 - 10 採決（一括）
 - 11 副議長の辞職
 - 12 前副議長あいさつ
 - 13 副議長の選挙
 - 14 新副議長あいさつ
 - 15 議長あいさつ
 - 16 閉会
-

出席議員（18 名）

1	安	井	裕	典	君
2	下	森	宏	昭	君
3	桑	木	良	典	君
4	高	重	洋	介	君
5	岡	本	純	祥	君
6	加	島	広	宣	君
7	鈴	木	深	由希	君
8	堀	井	秀	昭	君
9	奥	谷		求	君
10	片	山	貴	志	君
11	山	口	三	成	君
12	山	下	竜	太郎	君
13	南	澤	克	彦	君
14	長	坂	実	子	君
16	湊		俊	文	君
17	信	谷	俊	樹	君
18	高	橋	公	時	君
19	寄	定	秀	幸	君

欠席議員（1 名）

15	時	光	良	造	君
----	---	---	---	---	---

説明のため議場に出席した者の職氏名

企 業 長	湯 崎 英 彦 君
事 務 局 長	沖 邊 竜 哉 君
経 営 部 長	山 田 康 治 君
技 術 部 長	木 村 成 弘 君
総 務 課 長	桑 原 強 君
企 画 課 長	谷 口 淳 君
会 計 課 長	中 谷 博 幸 君
技 術 管 理 課 長	小 田 健 司 君
情 報 統 括 監	坂 本 信 義 君
業 務 課 長	坂 本 聰 君
工 務 課 長	黒 上 賢 一 君
水質管理センター長	杉 野 秀 治 君

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 達 英 一
議 会 事 務 局 次 長	平 井 裕 子
主 査	河 野 勝 暁
主 任	阿 部 悠 介
主 任	森 本 健 太 郎
主 任	徳 永 宏
主 任	星 原 秀 次 郎
主 任	森 矢 貴 紀

議事日程

1 月 29 日午後 1 時 35 分開議

- | | | |
|------|------------|---|
| 第 1 | 会期決定の件 | |
| 第 2 | 会議録署名者決定の件 | |
| 第 3 | 第 1 号議案 | 令和 7 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算 |
| 第 4 | 第 2 号議案 | 令和 7 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計
予算 |
| 第 5 | 第 3 号議案 | 令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予
算（第 2 号） |
| 第 6 | 第 4 号議案 | 令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計
補正予算（第 2 号） |
| 第 7 | 第 5 号議案 | 広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例 |
| 第 8 | 第 6 号議案 | 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関す
る条例等の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 第 7 号議案 | 広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効
果等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 10 | 第 8 号議案 | 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供
給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 第 9 号議案 | 広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正す
る条例 |
| 第 12 | 第 10 号議案 | 広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び
資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の
一部を改正する条例 |
| 追加 | 副議長辞職の件 | |
| 追加 | 副議長の選挙 | |
-

開会・開議

午後 1 時 35 分開会・開議

- 議長（安井裕典君） これより 1 月定例会を開きます。出席議員、18 名であります。これより会議を開きます。
-

議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） 一言御挨拶を申し上げます。

本日は、1 月定例会を招集されましたところ、議員各位には、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、去る 19 日に、1 月の風物詩である都道府県対抗全国男子駅伝が行われました。平和記念公園から宮島の対岸を折り返すコースの沿道には多くの方々が集まり、応援を背に、選手は思いを込めて襷をつなぎ、広島県代表は 4 位という上位入賞を収めました。

さて、本水道企業団は、水道変革のフロントランナーとして 3 年目をむかえ、建設工事の実績を挙げ、住民の皆様の安心安全をより確実なものにしていく必要があります。今次定例会に提出されます議案は、令和 7 年度当初予算をはじめ、条例案など、合わせて 10 件であります。いずれも重要案件であります。議員各位には、慎重かつ活発に御審議いただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。
-

議員の辞職許可報告

- 議長（安井裕典君） 閉会中の議員の辞職につきましては、お手元に配付のとおりであります。
-

会期の決定

- 議長（安井裕典君） これより日程に入ります。日程第 1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。1 月定例会の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、さよう決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】
 - 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。
-

会議録署名者の決定

- 議長（安井裕典君） 次は日程第2、会議録署名者決定の件を議題とします。本件は、議長から指名します。

湊 俊 文 君
信 谷 俊 樹 君

以上、2人をお願いいたします。

各案を一括上程議題とする

- 議長（安井裕典君） 次は、日程第3、第1号議案、「令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算」から、日程第12、第10号議案、「広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例」までの各案を一括上程議題とします。

企業長提案理由説明

- 議長（安井裕典君） この場合、企業長から提案理由の説明を求めます。
企業長湯崎英彦君。

【企業長湯崎英彦君登壇】

- 企業長（湯崎英彦君） 令和7年1月定例会の開会に当たり、ただいま提出いたしました議案の説明に先立ちまして、本水道企業団の取組状況及び来年度の取組方針について御報告いたします。

本水道企業団では、基本理念の実現に向けて、「上質なサービスの提供」、「施設・維持管理の最適化」、「組織・管理体制の強化」の3つの基本方針に基づき、取組を進めているところでございます。令和7年度も引き続き、この3つの基本方針に沿って、耐震化などの危機管理対策や施設の再編整備、DXによる維持管理やサービスの向上などの取組を、創意と工夫により、効率的に実施していくとともに、令和8年度に予定しているプロパー職員の採用や、入札契約制度の統一など、組織の一体化や制度・業務の統一に向けた取組を加速してまいります。

まず、基本方針の第1、上質なサービスの提供についてでございます。

人体への悪影響が懸念される有機フッ素化合物であるPFAS（ピーファス）につきましては、本水道企業団が管理する全ての浄水場で検査を実施しており、これまでの間、国の暫定管理目標値を全て下回っていることを確認しており、水道利用者の皆様に安心して飲んでいただける水道水を提供できております。

引き続き、国の検査義務化の方針も踏まえながら、適切な監視と浄水処理による管理

を行ってまいります。

次に、住民サービスの向上につきましては、給水装置工事業務、料金徴収業務、加入金・手数料などについて、事務所ごとに制度や基準が異なっていることから、現在、業務やサービス水準、金額の統一について、検討を続けているところでございます。

引き続き、令和8年度の統一に向け、関係事業者に対し丁寧に周知を行い、新制度を円滑に導入できるよう準備を進めてまいります。

次に、基本方針の第2、施設・維持管理の最適化についてでございます。

昨年1月に発生した能登半島地震において、上下水道施設に甚大な被害が生じたことを契機として、国から上下水道一体で耐震化の計画を策定するよう要請がありました。本水道企業団におきましても、国の要請を踏まえ、構成団体の下水道部局と協議、調整を行い、取水施設、浄水施設、配水池などの重要施設や基幹管路について、広域計画に則して令和11年度までの上下水道耐震化計画を取りまとめたところでございます。来年度は、この計画に基づき、34.8kmの基幹管路の更新を行うなど耐震化を着実に進めてまいります。

また、海田町と呉市を結ぶ送水トンネルの二重化を目的として、平成28年度から整備を進めてまいりました二期トンネルが令和7年度中に完成する予定でございます。

このほか、災害時の断水リスクを軽減するため、浄水場の浸水対策や土砂災害対策、宮島や江田島の海底送水管の二重化などの危機管理対策を実施し、危機に強い水道の構築を図ってまいります。

また、東広島市域の工業用水道の整備につきましては、令和8年度の完成に向けて、ポンプ設備、調整池及び配水管の整備を引き続き行ってまいります。

一方で、昨今の建設資材や労務費の高騰に伴い建設工事に係るコストが上昇しており、水道事業経営は厳しさを増していくことが見込まれます。このため、集約規模の大きな再編整備工事を中心に、中期的な収支状況を慎重に見定めつつ、将来の維持管理費や更新費用の縮減に向けて費用対効果の改善が図られるよう検討を進めており、構成団体とも連携しながら、令和7年度上半期を目途に、整備内容やコスト縮減策を取りまとめてまいります。

次に、維持管理の効率化につきましては、DXを活用した業務効率化の取組を継続して進めており、来年度は、複数の浄水場の運転監視を一つの拠点で行う広域運転監視システムを水道用水供給事業などの9施設で本稼働させるほか、浄水場の薬品注入をAIで自動化する薬品注入自動化システムを水道用水供給事業の白ヶ瀬浄水場で導入することとしております。

また、本部及び事務所ごとに制度や基準が異なる入札契約制度や維持管理業務につきましては、令和8年度の統一に向けて、検討を続けているところでございます。入札契約制度につきましては、現在、地域の工事業業者の育成・確保の視点から詳細を整理

しているところであり、工事事業者などの関係者に十分な周知を図るなど、新制度の円滑な開始に向け準備を進めてまいります。

また、維持管理業務につきましては、スケールメリットを生かした業務の効率化やコスト縮減が図られるよう、管路情報や維持管理基準の統一に向けた準備などを着実に進めてまいります。

次に、水道用水供給事業及び工業用水道事業の指定管理業務につきましては、導入から10年以上が経過し、水道サービスの信頼性の確保や施設管理水準の維持・向上に一定の成果が認められたことを踏まえ、来年度から、指定管理施設における更新工事や災害復旧工事を、指定管理業務の対象に追加することとし、関係する条例の改正案を今次定例会に提出しております。

今後とも、民間事業者のノウハウの活用や新技術の導入などにより、事業運営の効率性を高めてまいります。

次に、基本方針の第3、組織・管理体制の強化についてでございます。

水道専門人材の育成につきましては、昨年度策定した人材育成方針に基づき、計画的に研修に取り組んでいるほか、日常業務を通して必要な知識や技術などを伝えていくOJTに関する手引きの作成や、様々な技術情報をデータベース化し、見える化したナレッジバンクの導入などを行ってまいりました。

また、令和8年4月からのプロパーの水道技術職員の採用に向け、現在、専用サイトを設けるなど様々な媒体を活用し、募集活動を行っているところであり、勤務条件に関する条例案を今次定例会に提出しております。人材育成と合わせ、水道の専門家集団の構築に向け、取り組んでまいります。

次に、事業を円滑に経営していくためには、水道利用者の皆様に、本水道企業団の経営状況や取組の妥当性・必要性を正しく認識していただけるよう広報していくことが必要であると認識しております。このため、計画的かつ効果的に広報を行うための指針として、広報戦略を取りまとめたところでございます。今後、効果的な広報を行うことで、本水道企業団への信頼を高めていただけるよう、取り組んでまいります。

次に、今回提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、令和7年度当初予算案につきましては、経営環境の変化に適切に対応し、創意と工夫により、基本理念の実現に向けた取組を着実に実施するとともに、組織の一体化や制度・業務の統一に向けた取組を加速させるため、必要な予算を計上いたしました。

その結果、来年度の当初予算額は、収益的支出と資本的支出を併せまして、水道事業会計で536億1,800万円となり、対前年度13億1,300万円、2.5パーセントの増、工業用水道事業会計で73億1,200万円となり、対前年度5億7,500万円、8.5パーセントの増となっております。

次に、令和6年度の補正予算案につきましては、国の補正予算を活用して、令和7年

度当初予算と一体的に編成し、切れ目のない14か月予算とすることで、基幹管路の耐震化をはじめ事業の進捗を加速するほか、事業の執行見込み等を踏まえた予算の整理を行うこととしております。

その結果、補正予算額は、収益的支出と資本的支出を併せまして、水道事業会計においては47億9,300万円の増額、工業用水道事業会計においては8億100万円の減額となり、令和6年度予算額の累計額は、水道事業会計で570億4,400万円、工業用水道事業会計で58億9,000万円となります。

次に、予算以外の議案といたしましては、「広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例」などの条例案を6件提出しております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な御議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問

- **議長（安井裕典君）** これより各案に対する質問に入ります。通告者に順次発言を許します。桑木良典君。

【桑木良典君登壇】

- **桑木良典君** 皆様、こんにちは。広島県議会選出の桑木良典でございます。

早いもので水道企業団議会発足から約2年が経過いたしました。令和5年1月の臨時会で最初に質問をする機会をいただき、水道企業団の事業開始に当たっての決意と今後の取組の方向性を伺ったところ、湯崎企業長から、「水道は、住民の日常生活や社会経済活動を行う上で、必要不可欠なインフラであり、水道を健全な形で未来に引き継いでいくことは、本水道企業団に課せられた最大の使命と認識している。」と答弁がございました。

水道企業団の構成団体の多くは、全部あるいは一部の地域が中山間地域であり、都市部と比べて人口の減少が著しく、地域コミュニティ、地域交通、地域医療・福祉など、住民の生活や命に関わる社会基盤が大きく揺らいできており、危機的な状況が進行しています。2年前の企業長の言葉のとおり、こうした環境下にあっても、水道という県民生活に不可欠な安全・安心な水を適切な料金で将来にわたって供給していくことが、水道企業団の果たすべき使命であると改めて強く感じているところであります。現下の物価高騰や人材不足の問題は、あらゆる公共サービスに影響を及ぼしており、水道事業もむろん例外ではありません。

また、昨年1月に発生した能登半島地震での教訓から、水道施設の耐震化について県民の関心度も高く、国が対策を加速させる動きが出てきておりますが、これも企業団としても最優先に取り組んでいかなければならないと考えています。

本日は、こうした課題認識のもと、4点質問いたしますので、執行部におかれましては、簡潔かつ明快な答弁をお願いいたします。

最初に令和7年度当初予算案の編成の考え方について伺いいたします。

今次定例会に提案されました予算案は、令和7年度当初予算として609億円、国の補正予算を活用した令和6年度の補正予算として73億円、合わせて682億円の規模で、先ほど企業長から提案理由の説明がありましたが、水道事業は、水道料金を主な収入源とした独立採算制を基本原則としていますので、コスト高騰の影響は大きく、予算編成にあたっては相当御苦勞があったことと推察いたします。

また、こうした厳しい経営環境が当面続くことが予測されるからこそ、優先して取り組むべき課題を整理し、メリハリのある予算としていく必要があると考えますが、水道企業団の目指す姿の実現に向けて、どのような視点で今回の予算案を編成されたのか、伺いいたします。

質問の2点目は、今後の収支見通し及び対応策の検討について伺います。

昨年10月の全員協議会において、状況変化に的確に対応しつつ持続的な事業運営を行うため、今後の対応策と収支見通しを検討するとともに収支計画としてまとめるということで検討が進められ、その途中経過として、主要プロジェクトに位置付けている大型工事の検討状況と現時点の収支見通しについて、1月16日の全員協議会に報告がされました。その内容としては、それぞれの大型工事について、構成団体と調整を行い、整理され、経費の節減を図りながら予定どおり進めていくものが4件、一定の見直しを行ったうえで進めるものが4件、引き続き検討していくものが7件ということでありました。

大型工事は大きな投資を伴い、最終的には水道料金に影響を与えるものでありますので、経営状況や施設の老朽化の度合いなど、先を見通して総合的に判断すべきものであります。引き続き検討をしていく案件については、しっかり検討し、適切な答えを出していただきたいと考えております。

そこで、今回の検討で明らかになった課題は、どのような内容なのか、企業団設立当初に描いていた事業の実施にどのような影響を及ぼしているのか、具体的にお聞かせください。

また、令和7年度に今後の収支計画をとりまとめると伺っておりますが、どのようなスケジュールで検討を進めていく予定なのか、伺いいたします。

これは要望ですが、長期的な経営環境の予測は難しいと思いますが、令和15年度以降の収支見通しも考慮した投資判断を検討願いたいと思います。水道企業団として、広域化というスケールメリットを生かした経営改善に取り組む視点から、早期の効果発現が求められておりますので、その点を肝に銘じて頂き、対応していただくようお願いいたします。

質問の3点目は、施設の耐震化の推進でございます。

今月 13 日に日向灘を震源地とする最大震度 5 弱の地震が発生し、昨年 8 月に続いて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。調査の結果「発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと考えられる現象ではない」ということでございましたが、巨大地震の発生が身近に迫ってきていることを改めて強く認識させられました。

先の全員協議会において、国の求めに応じてではありますが、水道企業団として上下水道耐震化計画を策定するとの報告がありました。

その内容は、水道施設のうちの最重要施設と避難所等に接続する配水管に限ったもので、こうした施設の耐震化を優先的に進めていくということだと思いますが、施設の耐震化完了目標が概ね 50 年後と、相当先の話になっています。現実的にはそれが限界ということなのかもしれませんが、耐震化はできる限り早期に進めていただく必要があると考えます。

そこで、前回の質問で全国平均 40% を下回る 34% という基幹管路の耐震化率を引き上げるとの答弁がありましたが、現在、どの程度進んでいるのかお伺いいたします。

また、水道施設全体の耐震化について、どのように進めていかれるのかお考えをお伺いします。

最後の質問は、有機フッ素化合物 P F A S への対応についてお伺いします。

有機フッ素化合物は、人や動物への毒性や蓄積性が指摘されている化学物質で、国は、2020 年に水道水における水質管理目標設定項目として、暫定的な目標値を 50ng/L 以下と定め、水道事業者等にこの値を超えることがないように要請してきておりました。

こうした中、国や自治体を実施した調査において、河川や地下水などで、この値を超える事例が確認されており、県内でも、令和 5 年 11 月に瀬野川水系の河川で超過が確認されました。

こうした事態を受けて、国は、昨年 12 月、専門家会議に対し、水道法上の水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げる方針を示し、了承されました。今後、所定の手続きが進められ、水道水について、水質検査の実施や濃度が基準を超えた場合の改善が義務づけられると伺っております。

現在、水道企業団の施設では、有機フッ素化合物について、定期的に水質検査を行っているとは伺っておりますが、その状況について御説明願います。

また、今後、水質検査などが義務付けられた場合、どのように対応していかれるのかお考えをお伺いします。

安全な水を提供することは、基本中の基本であります。水質の監視と対応は極めて重要で、水道企業団として適切に対応していただきますようお願いいたします。

質問は以上ですが、執行部におかれましては、社会経済環境の動向を注視し、厳しい環境下ではありますが、県民や参画市町からの要望に真摯に耳を傾けながら、引き続き各種事業に取り組んでいただき、所期の目的を達成いただくようお願いして、質問を終わります。

- 議長（安井裕典君） 当局の答弁を求めます。企業長湯崎英彦君。

【企業長湯崎英彦君登壇】

- 企業長（湯崎英彦君） 令和7年度当初予算編成の考え方についてお答え申し上げます。

本水道企業団におきましては、令和5年度の事業開始以降、広域計画に掲げる各種取組に着手し、統合を要件に交付される国の交付金を活用した基幹管路の耐震化や、市町をまたぐ緊急連絡管の整備、薬品調達や水質検査業務の一括発注による業務の効率化など、統合によるメリットを生かした取組を進めてまいりました。しかしながら、昨今の物価や金利の上昇など、経済環境は大きく変動し、本水道企業団を取り巻く経営環境は、厳しさを増しており、今後の先行きも慎重に見定めていく必要がございます。

こうした中で、水道サービスを持続可能なものにしていくためには、限られた財源をより効率的に配分し、取組を進めていくことが重要と考えており、令和7年度当初予算の編成に当たりましては、事業の緊急性や費用対効果などを踏まえ、選択と集中を徹底するとともに、将来負担の軽減も見据え、必要な予算を計上いたしました。

具体的には、まず、能登半島地震で明らかとなった水道施設の耐震化の重要性や、大雨や土砂災害など、頻発する自然災害への対応の必要性を踏まえ、緊急性の高い危機管理対策を重点的に進めることとし、基幹管路の耐震化や送水ルートの二重化、連絡管の整備など、危機に強い水道の構築を図ってまいります。次に、施設の再編整備につきましては、物価高騰による建設工事費の大幅な増加を踏まえ、整備内容や工法を精査し、コスト削減を徹底した上で、所用額を計上しております。これらに加えまして、効率的な維持管理やサービスの向上を図る観点から、デジタルトランスフォーメーションの推進や指定管理業務の拡大など、将来の業務の効率化に資する取組についても、着実に進めていくこととしております。また、各水道事業の財務状況を踏まえた企業債の発行や、国の令和6年度補正予算で措置された国庫補助金を最大限活用するなどして、将来負担の軽減を図ったところでございます。

こうした取組を進めることで、水道事業を取り巻く厳しい経営環境に適切に対応し、将来にわたって、安全・安心・良質な水を安定供給し続けられる水道システムの構築に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より、答弁させていただきます。

- 議長（安井裕典君） 企画課長谷口淳君。

【企画課長谷口淳君登壇】

- 企画課長（谷口淳君） 今後の収支見通し及び対応策の検討について御答弁申し上げます。

本水道企業団におきましては、令和5年度の事業開始に併せて策定しました広域計画に基づき、施設の集約化や危機管理対策などの施設整備、維持管理業務の効率化などを進めているところでございます。しかしながら、物価の高騰などにより、事業費の増加などが見込まれることに加えて、企業債の借入利率の上昇など、収支の悪化が想定さ

れる状況になっており、この課題に対処するため、収支への影響が大きい主要プロジェクトを中心に、対応策の検討を進めてまいりました。

具体的には、建設工事におきまして、資材費や労務費の急激な上昇、既存施設の利活用を想定していたものが、老朽化等により利活用ができなくなるなど、新たに整備する施設・設備が生じたことなどを主な要因に、建設コストが急増しており、広域計画に掲げる施設整備を進めつつ財政運営も確保できるよう、主要プロジェクトについて、工事の工法や整備内容等の見直しにより、コスト縮減策を検討しているところでございます。

このうち、危機管理対策として実施する工事につきましては、コスト縮減を図りながら着実に実施することとし、令和7年度当初予算に所要額を計上しておりますが、一部の工事につきましては、広域計画よりも事業着手時期がずれ込むなどの影響が生じているところでございます。施設の再編整備として実施する工事につきましては、引き続き、構成団体の意見も伺いつつ、緊急度や重要度、費用対効果、供用開始時期を勘案しながら、工事内容の検討を進めてまいります。

加えまして、建設工事以外の運営コストにつきましても、維持管理において、施設点検を強化し、修繕費の抑制を図るなど、収支改善に向けた検討を進めてまいります。

その上で、令和7年10月を目途に、これらの検討結果を反映した収支計画案をまとめ、議会の御意見を伺いながら、最終的に令和8年1月を目途に取りまとめたいと考えております。

- 議長（安井裕典君） 工務課長黒上賢一君。

【工務課長黒上賢一君登壇】

- 工務課長（黒上賢一君） 施設の耐震化の推進につきまして御答弁させていただきます。

基幹管路の耐震化につきましては、広域計画において危機管理対策の柱の一つとして位置づけ、令和5年4月時点で35.6%であった耐震化率を令和14年度までに全国平均以上の55.1%に引き上げることを目標とし、10年間で359kmの耐震化に取り組んでいるところでございます。

実施可能な工事はできる限り前倒しで進めてきたことから、令和5年度は、計画5.8kmに対して6.7kmが完成し、令和6年度は、計画17.9kmに対して18.0kmが完成する見込みで、この結果、いずれも計画通り進捗できており、令和6年度末における耐震化率は、36.9%を見込んでおります。令和7年度は、延長で34.8km、率では38.8%となるよう耐震化を進めることとし、必要な予算を計上しているところでございます。引き続き、工事の進捗管理を徹底し、耐震化率の向上を図ってまいります。

次に、水道施設全体の耐震化につきましては、震度6弱の地震で給水停止しないよう、浄水施設や配水池などについては、緊急性・重要性を勘案しつつ、耐震性能を有する施設に更新するとともに、基幹管路については、更新時期を見極めながら耐震化に取り組むことを基本とし、計画的に整備を進めていくこととしております。

このような考え方に基づいて、この度、上下水道耐震化計画を取りまとめたものであり、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間として、例えば、浄水施設は耐震化率を85%から86%に、配水池は66%から68%に引き上げることを目標に取り組んでまいります。

昨今の建設資材や労務費の高騰に伴い、建設工事費が上昇している中ではございますが、水道施設の耐震化につきましては、国の補助金や交付金など、有利な財源を最大限活用するとともにコスト縮減にも努めながら、必要な工事を着実に進め、激甚化・頻発化する災害に備えてまいりたいと考えております。

- **議長（安井裕典君）** 水質管理センター長杉野秀治君。

【水質管理センター長杉野秀治君登壇】

- **水質管理センター長（杉野秀治君）** 有機フッ素化合物への対応についてお答えいたします。

本水道企業団では、令和5年10月に国から全国の水道事業者に対し有機フッ素化合物の水質検査の実施が要請されたことを受け、令和5年度中に検査が未実施であった浄水場を含めた146ヵ所全ての浄水場で検査を実施し、いずれも目標値を超えていないことを確認いたしました。

また、令和6年度は、本水道企業団の水質検査計画において、全ての浄水場における水質検査項目に有機フッ素化合物を加え、原則年1回水質検査を実施しているところでございます。なお、他の水質基準項目の取扱いに準じて、令和5年度の検査で目標値の20パーセント以上の濃度が検出された10浄水場につきましては年4回検査を実施しております。

令和6年12月末時点の検査結果としましては、全ての検査において目標値を超えていないという状況であり、引き続き水質検査計画に則って検査を実施してまいります。また、濃度の推移を注視し、対策の必要な状況が見込まれる場合には、活性炭処理などの低減対策を実施してまいります。

次に、国が令和8年4月施行を目指して進めている有機フッ素化合物の水質基準項目への引き上げに対しましては、本水道企業団の水質検査計画、検査業務実施計画書などに検査回数の変更などを適切に反映し、着実に検査を実施してまいります。

引き続き、計画的な水質検査や所要の水質改善策を実施するとともに、浄水技術の調査・研究などによる水質管理の強化を図りながら、安全・安心・良質な水道水の安定供給に努めてまいります。

- **議長（安井裕典君）** 再質問を許します。桑木良典君

【桑木良典君登壇】

- **桑木良典君** 最後に質問いたしました有機フッ素化合物への対応について再質問させていただきます。

水道企業団における有機フッ素化合物の水質調査等を、水道企業団が供給する水道

水について責任を持って適切な水質管理を行っていくという趣旨の答弁がありました。

質問でも少し触れましたが、瀬野川水系の河川や地下水で有機フッ素化合物が国の目標値を超えて検出された事案は未だ原因が明らかになっていない状況にありまして、近隣には井戸水を飲み水として使用されている住民の方がおられて、順次水道水に切り替えられたと伺っております。

そこで確認しておきたいのですが、水道企業団はこの瀬野川水系の河川の水質問題にどのように関わっておられるのかお答えください。

- 議長（安井裕典君） 当局の答弁を求めます。技術管理課長小田健司君。

【技術管理課長小田健司君登壇】

- 技術管理課長（小田健司君） 再質問に対しまして御答弁申し上げます。

令和5年度に東広島市内の瀬野川水系の河川及び付近の井戸におきまして目標値を超える有機フッ素化合物が検出されたところでございますが、本水道企業団がこのエリアに供給する水道水は、瀬野川水系の河川や地下水を水源としておらず、太田川を水源としておりまして、この水源におきましては、検査を実施したところ、有機フッ素化合物は目標値以内であるということが確認されております。このことから、水道水に切り替えることによりまして、安心して御利用いただけるものと考えております。

なお、本水道企業団といたしましては、井戸から水道への切り替えを希望される方に対しまして、早急に水道水を供給できるように、水道管布設に必要な関係機関との調整等を事前に行うなど、東広島市とも連携しまして、対応してきたところでございます。

質問終結

- 議長（安井裕典君） 質問の通告者の発言は以上となります。

お諮りします。これにて質問を終結するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

採決（一括）

- 議長（安井裕典君） これより各案に対する討論に入ります。この場合、討論の通告はありません。

お諮りします。討論なしとするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

それでは、直ちに一括して採決します。上程中の各案は、原案のとおり決するに賛成の諸君は御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（安井裕典君） 起立総員であります。よって、各案は原案のとおり決しました。
-

副議長の辞職

- 議長（安井裕典君） この場合、報告がありますので、書記に朗読させます。

【書記朗読】

辞 職 願

私儀

今般一身上の都合により、令和7年1月29日付をもって広島県水道広域連合企業団議会副議長を辞職いたしたいので、御許可くださるようお願い出ます。

広島県水道広域連合企業団議会副議長 山 口 三 成

広島県水道広域連合企業団議会議長 安 井 裕 典 殿

- 議長（安井裕典君） ただいまの報告のように、山口三成君から副議長を辞職したい旨の願い出があります。

お諮りします。副議長辞職の件を本日の日程に追加するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

それでは、副議長辞職の件を議題といたします。直ちに採決いたします。山口三成君の副議長辞職を許可するに賛成の諸君は御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（安井裕典君） 起立総員であります。よって、山口三成君の副議長辞職はこれを許可するに決しました。
-

前副議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） この場合、山口三成君から発言を求められておりますので、これを許します。

山口三成君。

- 山口三成君 副議長辞職に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年1月に、皆様方の御推挙により、副議長の重責につかせていただきました。爾来、1年間、副議長の職責を無事果たすことができました。各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

まことにありがとうございました。

【山口三成君副議長席を退席】

副議長の選挙

- 議長（安井裕典君） お諮りします。副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙を本日の日程に追加するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。それでは、副議長の選挙を行います。

お諮りします。この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長が指名することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。それでは、
副議長に

片 山 貴 志 君

を指名します。

お諮りします。ただいま指名した片山貴志君を副議長の当選人に決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。当選者は御承諾をお願いいたします。

新副議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） それでは副議長、副議長席へお着きになり、御挨拶をお願いいたします。

【片山貴志君副議長席に着く】

- 副議長（片山貴志君） 一言御挨拶を申し上げます。

この度、議員各位の御推挙をいただきまして、広島県水道広域連合企業団議会の副議長に就任することになりました。

議長を補佐し、円滑な議会運営が行われますよう、務めてまいりたいと存じますので、何とぞ、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） 以上をもちまして、1月定例会に提出されました案件は、ここに

全て議了しました。

一言御挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、令和7年度当初予算をはじめ、本水道企業団の重要案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様方の御協力に対し、心から御礼申し上げる次第であります。

さて、本水道企業団の3年目となる令和7年度は、水道施設の耐震化や一部の主要プロジェクトの建設工事など、前年度を上回る事業規模で取り組むほか、プロパー職員の募集など新たな取組も開始することとされております。

これらの取組を着実に進め、成果に結びつけていただくようお願いいたします。

閉会

- 議長（安井裕典君） これをもちまして、1月定例会を閉会いたします。

午後2時23分閉会

1 月定例会に提出された議案及び議決の結果

令和 7 年 1 月 29 日採決

企業長提出議案

議案番号	件名	議決結果
第 1 号議案	令和 7 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算	可決
第 2 号議案	令和 7 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算	可決
第 3 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）	可決
第 4 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	可決
第 5 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例	可決
第 6 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	可決
第 7 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例	可決
第 8 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例	可決
第 9 号議案	広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例	可決
第 10 号議案	広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例	可決

会議録署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

広島県水道広域連合企業団議会議長

安 井 裕 典

会 議 録 署 名 議 員

湊 俊 文

会 議 録 署 名 議 員

信 谷 俊 樹